「“完全制覇”２級ＦＰ技能検定 精選 実技 問題集（2025年版）」

2026年度　改正補足資料

当改正資料は、標記問題集において法令や制度の改正により発刊時より変更が生じた箇所について、2026年４月時点における標記問題集の改正箇所等を一覧でまとめたものです。ご確認のうえご活用ください。

ＦＰＫ研修センター株式会社

【問題編】

頁	問題番号	改正内容
23	（問題18） 設問Ｄ	・2026年度より国公私立とも所得制限を撤廃、対象者全員に支給。 図表内　私立全日制の支給上限額396,000円を457,200円に改定 現行の ※1、※2 に係る記述を削除
30	（問題26） 設問Ｂ	＜資料＞ 介護保険第２号被保険者に該当する場合：~~11.59%~~ →　介護保険第２号被保険者に該当する場合：11.62%
32	（問題28） 設問Ｂ	［医療費の1ヵ月当たりの自己負担限度額（現役並み所得者を除く）］ 一般Ⅱ　外来（個人ごと）　の下記記述を削除 ~~6,000円＋（医療費総額－3万円）×10%、 または18,000円のいずれか低い方~~
166	（問題8） 設問Ａ	幸子さんの収入を2026年とした場合 ・＜給与所得控除額の速算表と選択肢の修正＞ ＜給与所得控除額の速算表（2026年・2027年分）＞

給与等の収入金額	給与所得控除額
220万円以下	74万円
220万円超　360万円以下	収入金額×30%＋　8万円
360万円超　660万円以下	収入金額×20%＋ 44万円
660万円超　850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

1.　6万円
2.　22万円
3.　61万円
4.　65万円

181 182	（問題25）	＜給与所得控除額の速算表＞　上記（問題8）と同じ ＜配偶者特別控除額（所得税）の早見表＞ 配偶者の合計所得金額　~~58万円超~~　95万円以下 →　62万円超　95万円以下

【解答・解説編】----------

頁	問題番号	改正内容
238	（問題15） 設問Ａ	2.　（3行目）　拡大される。返済期間は~~18年以内~~　→　20年以内 （2025年度融資分から20年に延長）
242	（問題26） 設問Ｂ	（エ）　2行目　介護保険料率（~~2025年度は15.9/1000~~） →　（2026年度は16.2/1000）
244	（問題28） 設問Ｂ	＜参考：後期高齢者医療制度の負担限度額＞ 一般Ⅱ　外来（個人ごと）　の下記記述を削除 ~~6,000円＋（医療費総額－3万円）×10%~~ ~~または18,000円のいずれか低い方~~
247	（問題35） 設問Ａ	文末に加筆 保険料は被保険者単位で……定められる。なお。2026年4月分より子ども・子育て支援金分（年間2.1万円上限）が加算されている。
248	（問題38） 設問Ａ	（6行目）…の場合は、さらに~~原則２ヵ月~~（３ヵ月の場合もある）… →　原則１ヵ月（３ヵ月の場合もある）…
307	（問題8） 設問Ａ	2026年の給与収入とした場合　　正解　３（61万円） 55万円＋80万円＝135万円　＜　220万円 ※　給与所得控除額は74万円 給与所得の金額：135万円－74万円＝61万円
307 308	（問題9） 設問Ａ 設問Ｂ	(2) 所得控除について 参考／基礎控除額の変遷 ・2020（令和2）年から合計所得金額2,500万円以下の者に適用 令和6年　一律480,000円 令和7年　950,000円～160,000円 合計所得金額489万円超655万円以下　630,000円 令和8年　1,040,000円～160,000円 合計所得金額489万円超655万円以下　670,000円
312	（問題21） 設問Ａ	2026年の給与収入とした場合 給与収入　給与所得控除額の最低額　∴ 給与所得はゼロ ① 55万円　－　74万円　＝　－19万円　＜　0円

<table>
<tr><th>頁</th><th>問題番号</th><th>改正内容</th></tr>
<tr><td>313</td><td>（問題23）
設問Ａ</td><td>（ア）2026年・2027分の基礎控除額は、納税者の所得に応じて次のとおり。なお、2026年度改正において、税制改正時に直近２年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を見直し前の控除額に乗じることで控除額を調整する仕組みが導入されました。
<table>
<tr><th rowspan="2">合計所得金額</th><th colspan="2">基礎控除額</th></tr>
<tr><th>2025年</th><th>2026年・2027年分</th></tr>
<tr><td>132万円以下</td><td>~~95万円~~</td><td rowspan="3">104万円</td></tr>
<tr><td>366万円以下</td><td>~~88万円~~</td></tr>
<tr><td>489万円以下</td><td>~~68万円~~</td></tr>
<tr><td>655万円以下</td><td>~~63万円~~</td><td>67万円</td></tr>
<tr><td>2,350万円以下</td><td>~~58万円~~</td><td>62万円</td></tr>
<tr><td>2,400万円以下</td><td colspan="2">48万円</td></tr>
<tr><td>2,450万円以下</td><td colspan="2">32万円</td></tr>
<tr><td>2,500万円以下</td><td colspan="2">16万円</td></tr>
<tr><td>2,500万円超</td><td colspan="2">なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>314</td><td>（問題23）
設問Ａ</td><td>（ウ）配偶者特別控除額の区分「配偶者の合計所得金額」を修正
（表内1段目）　~~58万円超~~　95万円以下
→（2026年分より）　62万円超　95万円以下
（エ）（2行目）
…配偶者控除は~~58万円~~以下、配偶者特別控除は~~58万円超~~133万…
（2026年分より）62万円以下、配偶者特別控除は62万円超133万…</td></tr>
<tr><td>314</td><td>（問題24）
設問Ｂ</td><td>（ア）（3～4行目）
…妻の聡子さんは年間の合計所得金額が~~58万円~~を超えているので
→　…年間の合計所得金額が62万円を超えているので
（イ）（3行目）
合計所得金額が~~58万円以下~~であるため、
→　合計所得金額が62万円以下であるため、</td></tr>
<tr><td>315</td><td>（問題25）</td><td>2026年の給与収入とした場合
博子さんの合計所得金額　給与収入188万円－74万円＝114万円
配偶者の合計所得金額「110万円超115万円以下」から21万円</td></tr>
<tr><td>319</td><td>（問題33）</td><td>（ウ）を2026年税制に沿って記述変更
・不適切。住宅ローン控除は、専用住宅のみならず店舗等との併用住宅も控除対象となる。併用住宅の場合は、原則として床面積の合計が40㎡（合計所得金額が1,000万円超の年は50㎡）以上で住宅部分の床面積が２分の１以上（本問の場合は35㎡以上）である場合に、住宅部分の借入金が控除対象となる。</td></tr>
<tr><td>320</td><td>（問題36）
設問Ａ</td><td>選択肢２（３行目）
…2026年分の基礎控除を比べると所得税は最高~~95万円~~である…
→　…所得税は最高104万円であるのに対し</td></tr>
</table>

以　上